

# 受託単価規定

(官公庁・行政機関向け)

株式会社 Encounter Japan

2023年1月7日制定適用

## 第1条 (目的)

官公庁・行政機関からの受託事業における人件費単価について、職務区分に応じて以下の通り基準日額および基準時間単価を以って定める。

## 第2条 (人件費算出)

責任者および担当者の人件費の算出を以下の通りとする。

受託単価基準 (単位:円、税抜き)

職務区分	基準日額	基準時間単価	職務内容
取締役	180,000	24,000	全ての業務を監理し、最終的な責任を負う。また各国の政府機関や企業・団体との折衝等を行う
執行役員	105,000	14,000	業務全般に精通し、担当プロジェクトの計画立案・実施の責任を負う
部長	82,500	11,000	担当部門の業務に精通し、プロジェクトのリーダーとして職員の指揮、指導を行う
マネージャー	67,500	9,000	上記責任者と連携し、当該事業の推進におけるマネジメントまたは実務(デザインや調査など)に取組むマネージャー
アシスタントマネージャー	45,000	6,000	上席者の指揮及び指示のもと、プロジェクトチームの中核として実務業務にあたる。
一般職員	30,000	4,000	上席者の指揮及び指示のもと、業務の円滑な遂行のため作業に従事する。

※上記は標準業務単価であり、実際に受託する事業の業務量、及び難易度などによって増減する場合があります。

※:再委託を通じて当社の海外子会社人員が業務に従事する際にも、上述の受託単価基準に基づいて人件費単価を算出するものとする。

※基準日額の稼働時間は7時間30分を想定するものとする。

※移動時間についても、業務稼働時間を含むこととする。

以上